

三重大学の課外活動（運動系・文化系）における感染予防基本対策 について

三重大学危機管理委員会
2022年3月11日 承認

はじめに

三重大学における様々な運動系・文化系の課外活動は、全て申請許可制のもとで行われます。

三重大学において課外活動を行う時には、「三重大学の教育・研究における担当教員・学生のための新型コロナ感染予防基本マニュアル」を遵守してください。

さらに運動系の課外活動では、「三重大学の運動・スポーツ活動時における感染予防基本対策について」を遵守してください。

課外活動において、活動者の位置は1m以上を目安としますが、頻繁な換気を組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応して下さい。

特定の運動・スポーツなど、活動の種類によっては接近したり、接触したりする状況が生じ得ます。このような活動では、接近や接触について記載された各種スポーツ協会ガイドラインなど、根拠となる書類を申請書に添付してください。

運動系も文化系も、実際の活動にあたっては、それぞれの活動の特性に応じた感染予防策を加えてください。

運動系・文化系課外活動を開始できる条件（学生・指導者）

- (1) 活動を開始する2週間前から「自己健康行動記録シート」等に学生が自分の体温や体調、行動歴を記入すること。この記録は個人情報に配慮し取り扱うが、取り決めを定め必要時に提出できるよう管理保存しておく（1

- ヶ月以上)。
- (2) 2週間前から、風邪の症状や 37.5°C 以上あるいは平熱より 1°C以上高い発熱がないこと。
 - (3) 2週間以内に強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がないこと。
 - (4) 同居者に(2)又は(3)の症状がないこと。
 - (5) 2週間以内に入国制限措置及び入国後の行動制限をとっている国・地域への渡航歴がないこと。
 - (6) 新型コロナウイルス感染者と濃厚な接触歴がないこと。

運動系・文化系課外活動の段階的な実施について

活動の種類

- (1) 個人練習
 - (2) 数人でのグループ練習(キャッチボール、パスの交換、パート練習など)
 - (3) 全体練習(競技・試合、合唱、合奏など)
 - (4) 対外試合、一般ホールでのコンサート、対外交流行事など
- ・(1)を主体とする活動から開始し、活動者の健康状態に気をつけながら、14日かけて徐々に(3)まで持っていくように計画する。
 - ・(4)の活動を行う時は、開催場所(広さ)、入場者・観客数の制限、入場者・観客等への感染対策などに配慮した申請書を学生総合支援機構に提出し、学生総合支援機構の許可を受ける必要がある。対外団体の数、団体の所在範囲、参加人数、開催会場などによっては許可できないこともある。

運動系の課外活動について(活動に参加する学生・指導者)

「三重大大学の運動・スポーツ活動時における感染予防基本対策について」を遵守し、活動する。

文化系の課外活動について（活動に参加する学生・指導者）

（１）検温

- ・ 受講当日には自宅で検温を行い、「自己健康行動記録シート」等に記録する。
- ・ 当日 37.5℃以上の発熱者、平熱より 1℃以上高い者、または体調不良を訴える者は参加しない。

（２）手指の消毒

- ・ 部室や練習室など屋内施設に出入りする時には、その都度 70%アルコールなどで手指を消毒する。手指消毒は 70%アルコール等を標準とするが、市販の石鹼を使って丁寧に手洗いしても良い。

（３）マスクの着用ルール

- ・ 屋内においては、原則としてマスク着用する。
- ・ 屋外においても、できるだけマスクを着用するよう推奨する。
- ・ 但し、運動時や、合唱やブラスバンドなど息を使う場合は、互いの距離を概ね 1m 以上、できるだけ 2m 以上開け、マスクを外して良い
- ・ マスク着用時は、こまめな水分補給など、熱中症に注意する。

文化系課外活動中の注意（活動に参加する学生・指導者）

（１）十分な換気

- ・ 部室や練習場では密閉空間にならないよう、十分な換気を行う。
- ・ 部室や練習場の出入り口や換気する窓は、可能であれば常時開けておくことが望ましい。
- ・ 冷暖房を行なっているときでも、30分から1時間に数分程度は窓および出入り口を全開にして換気を行う。

- (2) 互いの距離
 - ・ 活動の種類にかかわらず、互いの距離をなるべく広く取る。
 - ・ 互いの距離を概ね 1m 以上、できるだけ 2m 以上の距離を開ける。
 - ・ 呼吸が激しくなる活動では、より一層の距離を開けるように心掛ける。
- (3) 大きな声での会話を控える。
- (4) 位置取り
 - ・ 互いが対面になる位置は極力避ける。
 - ・ 合唱や合奏などでは、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、斜め後方に位置を取るなど、前の人の呼気の影響をなるべく避けるようにする。
- (5) タオルの共用はしない。
- (6) 飲食は、指定場所で行い、周囲の人と 1m 以上の距離を取り、会話は控え目にする。
- (7) ゴミは決められた場所に捨てる。
- (8) スポーツドリンクなどの飲み回しはしない。
- (9) 屋内・屋外のトイレや洗面所の使用時には手指消毒を行い、施設に戻る時にも入り口で手指消毒する。

活動後の注意

- (1) 自分たちが使用した椅子や机などを消毒用スプレーとペーパータオルなどを使って清掃する。
- (2) ドアノブなど多くの人が触る部分は特に注意して清拭・消毒する。
- (3) ゴミは、種別にまとめ、さらに大きなビニール袋に入れて密閉し、室外に出す。
- (4) 活動終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を疑う症状が見られ

た場合は、課外活動をしていたことを速やかに所属部局の学務担当（学生）または総務担当（職員）に連絡する。

その他

- ・ 課外活動後の生活においても、厚生労働省の提唱する「新しい生活様式」や三重県の提唱する「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」を遵守し、感染拡大が起きないように注意する。
- ・ この基本対策は、今後の状況により改訂されることがある。